

## 令和6年能登半島地震における復興に向けた産業支援策について

この度の震災からの復興に向け、国、県から多くの支援が実施されるところであるが、本市においても当該支援制度を補完する独自の支援策を実施し、市内企業のみならず、「飛越能の玄関口」として能登地域の復興に向け協力をしていくもの。

○新規制度の導入時期 既存事業の予算枠を活用し、本日（令和6年2月22日）から実施

※ 従来からの支援制度を含め、震災対応として既に実施済みの事業も含む

○補助等対象期間 震災特例として、原則、発災時（R6.1.1）からの補助等対象行為から適用し、令和7年3月31日までに事業認定（補助金交付決定等）を受けたものまでを支援の対象とする

※ 一部の支援制度を除く

※ 国等の補助金における自己負担分の軽減措置としての支援制度については、当該補助制度に準ずる

### ○支援制度

（1）被害にあった施設・設備等の復旧や復興に向けた新規投資等への支援

| No. | 事業・制度等                            | 担当課   | 内容                                                                                                   |
|-----|-----------------------------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 【拡充】企業立地助成金<br>〈資料No.1〉           | 産業企画課 | 大企業も含め、なりわい再建支援事業の対象とならない新規設備投資等に対して支援枠を創設（5% 限度額1億円）                                                |
| 2   | 【拡充】賑わい集積開業等支援事業<br>〈資料No.2〉      | 商業雇用課 | 対象区域において移転・新規開業する場合、市内の被災者の補助率上乘せ、被災した転入者の補助率・限度額上乘せ、伏木・吉久地区の補助率・限度額上乘せ。リニューアル支援において伏木・吉久地区を対象エリアに追加 |
| 3   | 【新規】公費解体<br>〈資料No.3〉              | 環境政策課 | 中小企業者等の所有する半壊相当以上の施設のうち、解体が必要と認められる施設について公費解体を実施                                                     |
| 4   | 災害対応資金[既存制度]<br>〈資料No.4〉          | 産業企画課 | 被災した中小企業者の運転資金、設備資金等に対する融資（限度額2,500万円年1.6%以内）                                                        |
| 5   | 【新規】伝統的工芸品産業支援補助金（災害復興事業）〈資料No.5〉 | 産業企画課 | 国補助金を活用した際の自己負担分への支援（自己負担分の1/3 限度額100万円）                                                             |

(2) 復旧・復興に向けて一時的な施設等利用への支援

| No. | 事業・制度等                            | 担当課   | 内容                                     |
|-----|-----------------------------------|-------|----------------------------------------|
| 6   | 【新規】事業つなぎ補助金〈資料No.6〉              | 産業企画課 | 再建までの間、貸し工場等の賃料への支援を創設(2/3 限度額 180 万円) |
| 7   | 【拡充】シェアオフィス活用促進事業補助金〈資料No.7〉      | 商業雇用課 | 被災事業者のシェアオフィス賃料の補助率・限度額上乘せ、補助要件緩和      |
| 8   | 【拡充】SOHO 事業者支援オフィスの入居要件緩和〈資料No.8〉 | 産業企画課 | 被災事業者の入居審査を省略                          |

(3) 能登地域において被災した事業者への支援

| No. | 事業・制度等                    | 担当課   | 内容                                                                  |
|-----|---------------------------|-------|---------------------------------------------------------------------|
| 9   | 【拡充】高岡イノベーション推進事業〈資料No.9〉 | 産業企画課 | 能登地域に事業所等を有する市内被災事業者の新商品開発等や能登地域の事業者と連携し新商品開発等を行う市内中小企業への補助率・限度額上乘せ |

(4) 復旧・復興に向けた計画策定等への支援

| No. | 事業・制度等                        | 担当課   | 内容                                                                         |
|-----|-------------------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------|
| 10  | 【拡充】中小企業等専門家派遣活用支援事業〈資料No.10〉 | 産業企画課 | 国補助金等の申請に活用可能な各種計画策定の際、県等の所定の支援制度を活用した場合、自己負担分を支援(1/2 限度額 10 万円)。対象支援制度を追加 |

(5) 観光振興に向けた飲食店利用促進への支援

| No. | 事業・制度等                       | 担当課   | 内容                          |
|-----|------------------------------|-------|-----------------------------|
| 11  | 高岡彩食半額キャンペーン [既存制度]〈資料No.11〉 | 観光交流課 | 市内宿泊施設において、「高岡彩食」クーポンを半額で販売 |

(6) 各種支援制度を受けるために必要な証明書の発行

| No. | 事業                                | 担当課   | 内容                               |
|-----|-----------------------------------|-------|----------------------------------|
| —   | り災証明書の発行[既存制度]                    | 資産税課  | 事業用資産(建物等)のり災に係る証明書の発行           |
| 12  | 【新規】事業用資産(建物以外)の被災証明書の発行〈資料No.12〉 | 産業企画課 | 日本公庫の融資、国補助金等の申請時に必要な場合に発行       |
|     | 【新規】売上減少の証明書の発行〈資料No.12〉          | 産業企画課 | 小規模事業者持続化補助金(災害支援枠)の申請時に必要な場合に発行 |

【問合先】

|       |                        |                        |
|-------|------------------------|------------------------|
| 産業企画課 | (No.1,4,5,6,8,9,10,12) | 0766-20-1290 (内線 2400) |
| 商業雇用課 | (No.2,7)               | 0766-20-1295           |
| 観光交流課 | (No.11)                | 0766-20-1300           |
| 環境政策課 | (No.3)                 | 0766-22-2144           |

<参考>国や県等による各種支援制度

(1) 被害にあった施設・設備等の復旧や復興に向けた新規投資等への支援

| No. | 事業・制度等                 | 担当課       | 内容                                                                   |
|-----|------------------------|-----------|----------------------------------------------------------------------|
| 1   | なりわい再建支援事業             | 富山県       | 資本金 10 億円未満の被災事業者の被災資産の復旧に係る経費への支援 (3/4 限度額 3 億円)                    |
| 2   | 小規模事業者持続化補助金 (災害支援枠)   | 商工会議所、商工会 | 被災した小規模事業者の新規取り組み等に係る経費への支援 (2/3 限度額 200 万円又は 100 万円)                |
| 3   | 伝統的工芸品産業支援補助金 (災害復興事業) | 経済産業省     | 伝統的工芸品の製造事業者、組合等が製造を再開するために必要な設備や原材料等の購入に係る経費への支援 (3/4 限度額 1,000 万円) |
| 4   | 災害貸付、災害復旧貸付            | 日本政策金融公庫  | 被災した中小企業者等の運転資金、設備資金等に対する融資。被災証明等の添付により一定の貸付額について、利率を引き下げ            |
| 5   | 震災対策特別融資               | 富山県       | 被災した中小企業者の運転資金、設備資金等に対する融資 (限度額 1 億円 年 1.25%以内)                      |

(5) 観光振興に向けた飲食店利用促進への支援

| No. | 事業・制度等                           | 担当課 | 内容                                                                                 |
|-----|----------------------------------|-----|------------------------------------------------------------------------------------|
| 6   | 北陸・とやま 応援事業 (北陸応援割)              | 富山県 | 旅行・宿泊割引 (最大 1/2 限度額 20,000 円/泊など)                                                  |
| 7   | 北陸・とやま 応援事業 (応援クーポン (電子クーポン) 配付) | 富山県 | 「とやマネー」アプリを活用し、対象宿泊施設利用者 (10,000 円以上) にクーポンを配布 (北陸応援割前 3,000 円/人、北陸応援割後 1,000 円/人) |



## 「企業立地助成制度における被災企業枠」の創設について

### 1 概要

令和6年能登半島地震による建物の倒壊や設備損壊等により、被災された企業において、建屋の立て直しや機械装置の更新等、早急な事業復旧に向けて、「被災企業枠」を創設するもの。主に、なりわい再建支援補助金等では対象とならない償却資産に対して支援するもの。

### 2 補助金の内容

#### (1) 補助申請者

- ・企業立地助成制度における対象業種に属する事業者のうち、罹災証明書等を得ている事業者

#### (2) 補助対象事業

- ・工場や倉庫等の施設、機械装置などの償却資産
  - ※新規取得したもの（同等設備の再取得含む。修繕、撤去費は含まない。）
  - ※発災日（R6.1.1）から令和7年3月31日までに整備着手、新規取得した償却資産が対象
  - ※投資額要件：5千万円（通常：3億円以上）
  - ※雇用要件：なし（通常：10人以上（中小3人以上））

#### (3) 補助率

- ・5%（限度額：1億円）※地盤改良については1千万円まで

#### (4) 予算事業名

- ・企業立地助成金（R5:401,842千円）の一部

## 賑わい集積開業等支援事業の拡充について

令和6年能登半島地震により被災した事業者（市内・市外問わず）等の事業再開を促進するとともに、特に被害が大きい伏木・吉久の復興を後押しするため、市内で移転や開業等をする場合に、賑わい集積開業等支援事業の補助率・限度額の上乗せを行うもの。

## 1 事業概要（主な拡充内容）

- ・要綱に定める開業支援対象区域（中心市街地、観光地周辺区域、商店街形成区域）において、市内の被災者が市内で移転・新規開業する場合、補助率を上乗せ
- ・市外の被災者が転入し、移転・新規開業する場合、補助率・限度額を上乗せ
- ・特に、伏木・吉久の対象エリアで移転・新規開業する場合、補助率・限度額を上乗せ
- ・既存店舗をリニューアル・改装する場合の対象エリアに勝興寺・吉久を追加

※発災時（R6.1.1）以降、令和7年3月31日までの間に着工、取得したものが対象（補助要件等は既存制度に準ずる）

※補助対象事業の種類、被災の有無等により補助率・限度額が異なるため、詳細は要相談

## （1）補助率、限度額の上乗せの概要（主なもの）

|       |                     |     | 既存制度      |         |     |               |       |
|-------|---------------------|-----|-----------|---------|-----|---------------|-------|
|       |                     |     |           | 罹災証明等 無 |     | 罹災証明等 有       |       |
|       |                     |     |           | 通常      | 転入者 | 通常            | 転入者   |
| 改装費補助 | 市内<br>対象区域<br>※下記除く | 補助率 | 1/2       | 変更なし    |     | 2/3           |       |
|       |                     | 限度額 | 25～100万円  |         |     | 25～<br>100万円  | 200万円 |
|       | 伏木<br>吉久            | 補助率 | 1/2       | 1/2     | 2/3 | 3/4           |       |
|       |                     | 限度額 | 100万円     | 200万円   |     |               | 300万円 |
| 取得費補助 | 市内<br>対象区域<br>※下記除く | 補助率 | 1/5       | 変更なし    |     | 1/3           |       |
|       |                     | 限度額 | 100～200万円 |         |     | 100～<br>200万円 | 300万円 |
|       | 伏木<br>吉久            | 補助率 | 1/5       | 1/5     | 1/3 | 2/5           |       |
|       |                     | 限度額 | 200万円     | 300万円   |     |               | 400万円 |

（参考）国・県が実施する被災した既存店舗の復旧・改装に対する補助

- ・なりわい再建支援補助金（補助率 3/4 以内、限度額 3 億円）
- ・小規模事業者持続化補助金 災害支援枠（補助率 2/3 以内、限度額 200 万円または 100 万円）

## （2）予算事業名

賑わい集積開業等支援事業費（R5:21,200 千円）の一部

市長記者会見資料  
令和6年2月22日  
生活環境文化部環境政策課

## 令和6年能登半島地震により被災した家屋等の公費解体について

令和6年能登半島地震により被災した家屋及び中小企業事業者の事務所等（以下「被災家屋等」といいます。）について、下記の対象要件を満たす場合に限り、所有者の申請に基づき、市が所有者に代わって被災家屋等の解体・撤去を実施します。

### 1 制度の種類

#### （1）公費解体

所有者の申請に基づき、市が所有者に代わって被災家屋等の解体・撤去を実施します。

※所有者の費用負担（一時的な費用負担を含む。）はありません。

#### （2）自費解体（費用償還）

公費解体の実施前に所有者がすでに自費で被災家屋等の解体・撤去を実施済みの場合、その費用を償還します。

### 2 対象要件

- （1）り災証明書により、「半壊」以上（「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」）の判定を受けた被災家屋等であること。（住居兼店舗を含む）
- （2）非住家においては、半壊相当以上と認める建物であり、生活環境保全上及び公衆衛生上の支障の除去並びに二次災害の防止のため、解体及び撤去の必要があると市が認めるものであること。

### 3 予算事業

公費解体事業費 1,000,000 千円（R6 当初予算）

### 4 注意事項

- （1）一部解体やリフォームは制度の対象外です。
- （2）費用償還は、所有者が支払った解体費用の全額が償還されない場合があります。また、関係書類の保管をしておいてください。

手続きの流れ、申請方法など

制度の詳細については、後日改めてご案内します。

# 地震により被災された高岡市内の中小企業者の皆様へ

## 地震災害に対する融資制度のご案内

令和6年1月1日からの能登半島地震により被災された事業者の皆様には、心からお見舞い申し上げます。

高岡市では、このたびの地震により被災された中小企業者の皆様に対して、下記の災害支援融資制度を設けています。

ご利用を希望される場合は、下記問合先までお問合せください。

### 高岡市災害対応資金

対象となる  
事業者

- ・高岡市内の中小企業者
- ・高岡市発行の「り災証明書」を取得していること
- ・市税を完納していること

融資限度額

2,500万円

融資期間

10年以内  
(1年間据置)

資金使途

運転資金、設備資金

※事業再建・復旧に必要な経費

融資利率

年1.6%以内

保証料率

0.35~1.05%

市が  
全額補助

申込先

下記の各金融機関

- ・高岡市内の金融機関各支店(労働金庫除く)
- ・北陸銀行(堀岡出張所、新湊西出張所を含む)、富山銀行、北國銀行、富山第一銀行の各新湊支店
- ・新湊信用金庫本店及び西部支店

問合先

融資には審査があります。詳しくは各金融機関または、下記までお問合せください。  
高岡市産業振興部産業企画課 総務・金融係  
TEL:0766-20-1286 FAX:0766-20-1287  
Mail:sangyo@city.takaoka.lg.jp

市長記者会見資料  
令和6年2月22日  
産業振興部産業企画課

## 「伝統的工芸品産業支援補助金（災害復興事業）」の上乗せ補助事業の創設について

### 1 概要

令和6年能登半島地震により大きな被害を受けた地域の伝統的工芸品産業事業者を対象に、国（経済産業省）が伝統的工芸品産業支援補助金の（災害復旧事業）を新設したところ。市内の伝統的工芸品事業者等の事業継続を強力に後押しするため、国補助金を活用した場合の事業者の自己負担分について支援するもの。

### 2 補助金の内容

#### （1）補助申請者

- ・伝統的工芸品（高岡銅器、高岡漆器、越中福岡の菅笠）を製造する事業者や団体等

#### （2）補助対象事業費

- ・製造を再開するために必要な設備・機械・道具等の購入費及び修繕
- ・製造を再開するために必要な原材料の購入費

#### （3）補助率

- ・国の補助対象事業費のうちの事業者負担額（1/4）の1/3  
（限度額：1,000千円）

#### （4）補助対象期間

- ・国補助金の実績報告が終了し、国の額の確定通知を受けてから市補助金の受付を開始  
（国の額の確定通知を受けてから3ヶ月以内に高岡市への申請が必要）

#### （5）予算事業名

- ・地場産業対策事業費（R5：21,690千円）の一部

## 「事業つなぎ補助金」の創設について

### 1 概要

令和6年能登半島地震による建物の倒壊や設備損壊等により、被災された企業においては、事業活動をしたくとも長期間にわたり事業に着手できないケースが想定される。このような状況下において、事業所が復旧（本格的に稼働できる環境）するまでの間、市内の空き工場の活用や関連企業を間借りする場合等において支援するもの。

### 2 補助金の内容

#### （1）補助申請者

- ・ 令和6年能登半島地震により被災され、罹災証明書等を得ている中小企業等

#### （2）補助対象事業費

- ・ 市内の空き工場、遊休地、店舗等の賃借料  
※発災日（R6.1.1）から令和7年3月31日までの賃借料

#### （3）補助率

- ・ 2/3  
（限度額：1,800千円）※月当りの限度額15万円

#### （4）予算事業名

- ・ 企業立地助成金（R5:401,842千円）の一部

## シェアオフィス活用促進事業補助金の拡充について

## 1 概要

中心市街地等においてシェアオフィスを活用した起業、創業等をしやすい環境づくりを行うため、今年度創設した「シェアオフィス活用促進事業補助金」を拡充し、今般の地震で自社の社屋等が損害を受け、通常業務に支障をきたしている方を対象に、シェアオフィス利用を緊急的に支援するもの。

## 2 内容

## (1) 対象者

市内外を問わず、これまでオフィスとしていた社屋や家屋の被害の程度が罹災証明書等において「一部損壊」以上で、申請時点において当該オフィスで通常業務が行えないと証明することができる法人又は個人

## (2) 補助率 2/3

## (3) 上限額 30 千円/月×最大6ヶ月

## (4) 補助期限 令和6年度末（R7.3家賃分）まで

※発災日（R6.1.1）以降に借り上げたもの（申請日以前の契約物件）も対象

※令和6年11月以降に入居した場合、令和7年3月分の家賃まで対象

## (参考) 既存制度との変更点

|          | 既存制度        | 拡充制度（罹災証明等有）            |
|----------|-------------|-------------------------|
| 補助率、上限額  | 1/2、20 千円/月 | 2/3、30 千円/月             |
| 補助期間     | 最大6ヶ月       | 変更なし<br>※ただし、R7.3の家賃分まで |
| 当該施設での登記 | 必要          | 不要                      |
| 最低利用期間   | 1年間         | 制限なし                    |

## 3 利用対象となるシェアオフィス

- ・ ippo（いっぽ）（戸出町）
- ・ OFFICE&SALON（横田町）
- ・ シェアラウンジ（TASU、御旅屋町）
- ・ たかまちシェアオフィス（守山町）

## 4 予算事業名

賑わい集積開業等支援事業費（R5:21,200 千円）の一部

市長記者会見資料  
令和 6 年 2 月 22 日  
産業振興部産業企画課

## 高岡市 SOHO 事業者支援オフィスへの入居要件の緩和について

### 1 目的

令和 6 年能登半島地震により被災し、これまでの事業所において事業継続ができない事業者に対し、事業を継続するための支援の一環として、入居審査を経ることなく、即時、高岡市 SOHO 事業者支援オフィスの使用を認めるもの。

### 2 要件

- ①中小企業者であること
- ②事務所その他これに類する用途での使用であること
- ③令和 6 年能登半島地震により被災した事業者であること
- ④発災時（R6.1.1）から令和 7 年 3 月 31 日までの間に入居すること

### ○参考

#### 【施設の概要】

所在地：高岡市御旅屋町 1222 番地の 2

エルパセオ地階スペース

面 積：241.54 m<sup>2</sup>

業務室：全 7 室

設備等：24 時間利用可能

インターネット回線

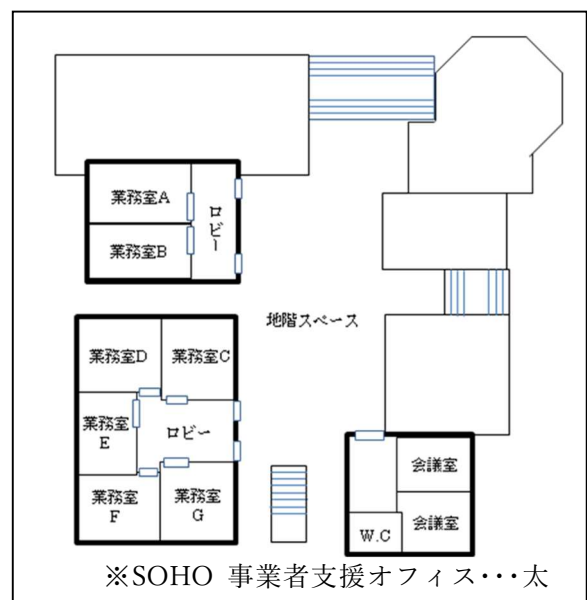
冷暖房

商談等に利用可能な会議室 2 室

専用トイレ等

使用料：業務室 A、B（20 m<sup>2</sup>）44,000 円

（月額）業務室 C～G（18 m<sup>2</sup>）39,600 円



#### 【高岡市 SOHO 事業者支援オフィスの入居状況】

全 7 部屋中、3 部屋空き

市長記者会見資料  
令和 6 年 2 月 22 日  
産業振興部産業企画課

## 高岡イノベーション推進事業の拡充について

### 1 目的

令和 6 年能登半島地震により著しく被災した能登地方に事業所を有している本市中小企業等が、経営資源や経営環境等の再構築を図るために取り組む、新商品開発や販路開拓に対し、補助率等の上乗せにより支援するもの。

また、本市中小企業が能登地方の地元中小企業等と連携して取り組む、新商品開発や販路開拓に対し、新たに支援することにより、新事業展開支援だけでなく被災地支援も行うもの。

### 2 補助対象申請者

- (1) 能登地方に被災した事業所を有し、罹災証明書等を得ている本市中小企業等
- (2) 能登地方で被災し、罹災証明書等を得ている中小企業等と連携し、下記 3 に示す「対象事業」に取り組む本市中小企業等

### 3 補助対象事業

- (1) ものづくりステップアップ支援事業（新商品開発）
  - ・補助率 1/2 以内 → 2/3 以内
  - ・上限額 500 千円 → 1,000 千円
- (2) 新時代販路開拓支援事業（国内の見本市等出展）
  - ・補助率 1/2 以内 → 2/3 以内
  - ・上限額 300 千円 → 600 千円

※発災日（R6.1.1）以降、令和 7 年 2 月 28 日までに事業着手、完了するもの

### 4 予算事業

高岡イノベーション推進事業（ものづくり持続的成長推進事業内）  
（R5:20,000 千円）の一部

市長記者会見資料  
令和6年2月22日  
産業振興部産業企画課

## 中小企業等専門家派遣活用支援事業の拡充について

### 1 目的

令和6年能登半島地震の影響により、販路・経営計画等の見直しが必要となった市内事業者に対し、富山県、富山県新世紀産業機構、高岡商工会議所、高岡市商工会、中小機構北陸本部が実施する専門家派遣事業を活用した場合に、事業に要した経費の一部を補助するもの

### 2 事業概要

- (1) 対象者 市内に主たる事業所を有する中小企業者等
- (2) 対象経費 専門家派遣事業を活用した場合、事業に要した経費  
＜対象となる専門家派遣事業＞
  - ① とやまエキスパート・バンク（高岡商工会議所・高岡市商工会）
  - ② 経営・技術強化支援事業（高岡商工会議所・高岡市商工会）
  - ③ 中小企業支援センター専門家派遣事業（富山県新世紀産業機構）
  - ④ 専門家継続派遣事業（中小機構北陸本部）
  - ⑤ 販路開拓コーディネート事業（中小機構北陸本部）
  - ⑥ 経営実務支援事業（中小機構北陸本部）
  - ⑦ 戦略的CIO育成支援事業（中小機構北陸本部）
  - ⑧ 富山県事業承継つなぐサポート事業費補助金（富山県地域産業支援課）
  - ⑨ 富山県小規模事業者事業継続力強化補助金（富山県地域産業支援課）
- (3) 補助率（上限額） 1/2（100千円）
- (4) 補助申請期間  
対象となる専門家派遣事業の自己負担額確定後、1か月以内

### 3 予算事業

ものづくり持続的成長推進事業（R5:25,863千円）の一部

市長記者会見資料  
令和6年2月22日  
産業振興部観光交流課

## 高岡彩食半額キャンペーンの継続について

市内での宿泊者の増加と飲食店利用の促進を図り、観光消費の拡大を目指すため、令和5年9月から「高岡で泊まってかれ！お食事クーポン半額キャンペーン」を実施している。

令和6年能登半島地震による風評被害や旅行自粛を払拭するため、国・県では北陸・とやま応援事業（「北陸応援割」の実施と「応援クーポン」の配布）が令和6年2月中旬から実施予定であるため、本事業についても、令和6年4月以降、継続し実施するもの。

### 1 キャンペーン内容

市内に宿泊される方限定で、公益社団法人高岡市観光協会が販売するお食事クーポン「高岡彩食 TAKAOKA SAIJIKI」を通常価格の半額で提供するもの

※お食事クーポン「高岡彩食 TAKAOKA SAIJIKI」とは

- ・寿司、和食、居酒屋などのジャンル別に昼メニューと夜メニューを提供
- ・1,000円、2,000円、3,000円、5,000円のお食事クーポンがあり、金額に応じて提供されるメニューを選択
- ・令和5年度は40店舗が参画（新規参加飲食店を随時募集）

### 2 対象となる宿泊施設

当キャンペーンに参加する市内宿泊施設 13施設（予定）

### 3 販売

- ・対象宿泊施設の宿泊プラン（事前予約）
- ・対象宿泊施設のフロント（宿泊時購入）

### 4 事業実施期間

令和6年4月1日（月）から12月31日（火）宿泊分（予算に達した場合終了）

### 5 予算

高岡おもてなし旅行商品支援事業 13,000千円（令和5年度繰越事業）

※「北陸・とやま応援事業」期間中における更なる利用者メリットの有無については、当該制度の概要が発表され次第、確認する。

市長記者会見資料  
令和6年2月22日  
産業振興部産業企画課

## 能登半島地震によって被害を受けた事業者に対する各種証明書の発行について

令和6年能登半島地震によって被害を受けた事業者が各種支援施策を受ける際に、市が発行する証明書等の提出を求められる場合があります。高岡市では、下記の証明書を発行しています。

### 1 発行する証明書

- ・令和6年能登半島地震による事業用資産(建物以外)に関する被災証明書

令和6年能登半島地震により被災した市内事業者の事業用資産(建物以外)について、被災の事実のみを証明するもの。

- ・小規模事業者持続化補助金「災害支援枠(令和6年能登半島地震)」売上減少の証明書

令和6年能登半島地震に起因して、間接的な被害(売上減少)を受けたことを証明するもの。令和6年1月又は2月のいずれか1か月の売上高が前年同月比 20%以上減少していることが要件。

### 2 申請期間

令和6年2月1日(木)から証明書の添付が必要な国補助金等の受付期間の終了まで

### 3 申請方法

申請書類一式を持参または郵送により高岡市産業企画課まで申請

### 4 交付手数料

無料